

2010年10月

SEAJ推奨サービス安全教育－特定教育 A2章『作業リーダー教育』トレーナ資格取得の件
---

## 【まえがき】

貴職が担当するSEAJ推奨サービス安全教育受講者が作業リーダーに係わる作業に携わっている場合、SEAJ推奨サービス安全教育－特定教育『作業リーダー教育』は必修です。作業リーダーに係る作業がなければ、任意で構いません。

また、SEAJ推奨サービス安全教育－特定教育『作業リーダー教育』トレーナ資格を取得するには、専門的な領域であることから、SEAJ推奨サービス安全教育トレーナーの資格に加え、次の特定要件を満たしていることが条件となります。

1. RST及び労働安全衛生法60条の職長教育修了者資格が必要です。SEAJ事務局へ修了証（写）または資格証（写）をトレーナ養成講座参加日までにご提出ください。
2. 上記の有資格者ではないが、事業場において、安全に関する監督或いは直接に作業員の作業を指揮監督する業務経験が3年以上ある場合は、貴職の所属する部署の責任者の証する業務履歴確認書（下記）をSEAJ事務局へトレーナ養成講座参加日までにご提出ください。

SEAJ 安全教育事務局 宛  
e-mail: [anzen@seaj.or.jp](mailto:anzen@seaj.or.jp)

**『作業リーダー教育』トレーナ 業務履歴確認書**

申請日	20 年 月 日
トレーナ候補者 御氏名	
御社名	
御所属	
御役職	
業務履歴内容	
業務履歴年数	年

上記の通り、トレーナ候補者の業務履歴を証明いたします。

御社名 \_\_\_\_\_

御所属 \_\_\_\_\_

御役職 \_\_\_\_\_

責任者 御氏名 \_\_\_\_\_ 印